

令和4年度 第8回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年11月10日(木)					
招集の場所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和4年11月10日	午後1時30分	会長	杉下 和治	
	閉会	令和4年11月10日	午後2時05分	会長	杉下 和治	
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員  出席 24名 欠席 2名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	×	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	×
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○	
議事録署名委員	14番 宮原 範行		15番 西野 雅倫			
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之		参事 椎葉 尚宏			
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第5 報告第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更承認について 日程第6 報告第5号 許可不要転用届について 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第9 議案第3号 農地利用集積計画(第11回)の決定について					

## 開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。ご着席下さい。ただ今から、令和4年度第8回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。皆さんこんにちは。いい天気が続いておりますけれども、気温の差が激しいので、体調管理には、十分注意して下さい。本日はですね、23番、井手委員、5番、樫木委員から欠席の旨の報告があっておりますので、御報告いたします。出席委員は26名中24名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、14番、宮原範行委員、15番、西野雅倫委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

### 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、2ページから3ページを御覧下さい。今回は12件の合意解約となっております。解約理由について説明いたします。申請番号91番から92番は、所有権移転のため、93番から95番は、農地中間管理事業貸付けのため、96番から100番は、第三者貸付けのため、101番から102番は、経営規模縮小のためとなっております。以上、報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただ今の報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。4ページを御覧下さい。今回は1件の届出が提出されております。関連資料につきましては、5ページの農地所有適格法人経営概要表に記載しております。令和4年9月1日現在となっております。以上、報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので以上で報告第2号を終わります。

### 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、6ページから9ページを御覧下さい。6ページの44番から45番は、令和4年10月7日に県公告がされた、新規の農地中間管

理事業による貸借設定です。7ページ上段の46番から、8ページ上段の48番は、令和4年10月25日に県公告がされた、期間満了に伴う貸借権の再設定です。8ページ下段の49番から9ページ上段の50番は、令和4年11月1日に県公告された、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。以上、報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

#### 日程第5 報告第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更承認について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、報告第4号、農地法第5条許可後の事業計画変更承認についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。農地法第5条許可後の事業計画変更承認1件について報告します。資料は10ページからになります。これはその計画が許可後に変更されるもので、県と協議の上、事業変更について報告するものです。本日、現地調査班と確認済みです。報告番号2番について、申請者は、共に町内の個人の方になります。台帳現況共に畑1筆で、面積は、当初656平米、今回、427平米になります。転用許可を、平成元年に受けて、所有権を移転されましたが、地目変更がそのままになっていて、倉庫を建てる予定でしたが、社会的、経済的な事情のため、倉庫を建てるが出来なくなり、そのままの状態になっていたものです。そこで、11ページにありますように、県に事業計画変更申請書を提出され、変更内容は、転用目的、倉庫から個人住宅への変更です。場所は14ページにありますように、吉井軽スポーツセンターから東に300メートルの所になります。後ほど5条転用申請で、新たに申請をされます。特に影響はないと判断しました。以上で報告を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第4号を終わります。

#### 日程第6 報告第5号 許可不要転用届について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、報告第5号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。許可不要転用届1件について報告します。資料は15ページからになります。報告番号2番について、町外の法人の方で、台帳現況共に畑1筆で、面積は683平米のうち4平米、携帯電話無線基地局として、許可不要届を提出されているものです。電信電話等に係る申請は、22ページにあるように、県の承認が必要で、その後、町への届出となるものです。現地は、深田西、新地区、県道多良木相良線の内山交差点から北へ約1,400メートルの所になります。農用地区域内ですが、周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断します。以上で報告を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第5号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第5号を終わります。

#### 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料

は23ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。

申請番号16番ですが、資料は24ページから31ページになります。譲渡人と譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、1筆で、地目は台帳現況とも畑です。面積は、472平米となっております。移転する契約としては、総額17万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号17番ですが、資料は32ページから40ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は、町内の法人の方です。移転する土地としましては、7筆で、地目は、台帳現況とも田です。面積は合計8,708平米となっております。移転する契約としては、反当たり45万円の売買による所有権移転です。譲受人は、申請地に水稻を栽培される予定です。

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号16番の案件について、25番委員の緒方委員より、申請番号17番の案件について、24番委員の深松委員より報告をお願いします。

○25番委員(緒方 信三君) はい。25番委員の緒方です。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号16番の案件、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は24ページから31ページになります。31ページの地図を御覧下さい。場所は、上永里地区で、県道錦湯前線の上小学校前から南へ約900メートル、上薬師保育園からも南へ約600メートルの所になります。譲渡人、譲受人は共に町内の個人の方です。申請地には、白菜、大根などの野菜を栽培される予定です。何ら問題ないと思います。皆さん方の御審議方よろしくをお願いします。以上です。

○24番委員(深松 守君) 24番委員の深松です。17番の案件について御説明します。ページは、32ページから40ページです。39ページの地図を御覧下さい。譲受人の方は、町内の法人の方で、譲渡人は、町内の個人の方です。ここが、岡原小学校から北東へ900メートル、岡原地区の竹野公民館より東へ300メートルほど行ったところです。土地に対しては構造改善事業がされておられませんので不整形地となっております。何ら問題ないと思いますが御審議の方よろしくをお願いします。以上です。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。原案のとおり決定することすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号16番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。3番田崎委員。

○3番委員(田崎 洋一郎君) 3番田崎です。この譲受人の方は、3条ということは公社入らない売買ということですよ。それ以前は、公社が入る時もあったと思いますが、この面積で、なぜ公社は入らなかったですか。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 事務局お願いします。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) 公社を入れないというか、こちらがどちらということではなくて、相手方といえますか、3条で出してこられたので、特段は言わなかったです。

○3番委員(田崎 洋一郎君) 公社でない税金あたりがかかるっていうことですね。売手のほう、それを了解されれば別に何もなかった。ただ大きな法人なので、公社が入るのかなと思ったんですが。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) はい、当然分かって今までもされてるので、分かってらっしゃると思いますので、はい。特に問題はないと思います。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって、申請番号17番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

#### 日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第8、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は41ページからになります。今回は4件の審議をお願いいたします。

申請番号14番ですが、資料は42ページから50ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、2筆、台帳現況とも畑、転用面積は合計733平米となっています。移転する内容としましては、所有権移転による売買で、総額334万円です。転用の目的は、個人住宅と共有道路です。45ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地と、申請地の接している道路には、上下水道管が2管理設されていて、500メートルの範囲内に、吉井保育園と幼稚園がある第3種農地で、個人住宅と共有道路への転用は可能です。以前こちらは転用許可がなされましたが、申請者が事業計画中止になり、許可書を返却されたため、新たに許可申請をされるものになります。48ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号15番ですが、資料は51ページから60ページになります。譲渡人と譲受人は共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、1筆で台帳は田、現況は畑、転用面積は1,260平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で総額60万円となっております。転用の目的は資材置場です。54ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、資材置場への転用は可能です。56ページから、事業計画書、資金計画書、通帳残高を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号16番ですが、資料は61ページから70ページになります。譲渡人と譲受人は共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、1筆で、台帳現況とも畑、転用面積は、3,005平米のうち195平米となっております。移転する内容としては、贈与による所有権移転です。転用の目的は、牛舎です。64ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域内ですが、農業用施設用地として用途変更届を済ませてあります。67ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書、通帳残高を掲載し

ています。排水対策や環境対策等も十分な対応を行い、周囲への影響がないように配慮するとのこと。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。こちらにつきましては、現地調査の結果、以前に建てられた牛舎が、同じところにあるということが判明しましたので、こちらにつきましては、来月12月の総会案件で、御審議いただくこととしておりますことをここに報告いたします。

次に、申請番号17番ですが、資料は71ページから81ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、1筆で、台帳現況とも畑、転用面積が427平米となっております。移転する内容としましては、贈与による所有権移転です。転用の目的は、個人住宅です。74ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地による第2種農地で、個人住宅への転用は可能です。78ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書を掲載しています。こちらにつきましても、先ほど事業計画変更承認を受けた所になります。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号14番の案件について、9番委員の松本委員より、申請番号15番の案件について、20番委員の橋口京美委員より、申請番号16番の案件について、10番委員の橋口丈一委員より、申請番号17番の案件について、9番委員の松本委員より報告をお願いします。

◎9番委員（松本 廣幸君） はい、9番委員の松本です。では、申請番号14番について説明いたします。資料は、41ページから50ページになります。45ページの地図を御覧下さい。中央左の生涯学習センター、元免田中学校ですけど、その南側県道多良木相良線を東側、200メートルほど行ったところの北側奥になります。宅地に囲まれた畑で、現在は耕作放棄地状態になっていました。事務局から説明がありましたが、以前既に5条許可申請がなされておりまして、諸事情によって、譲受人がかわられたということです。以上です。審議方よろしくお願いたします。

◎20番委員（橋口 京美君） 20番委員の橋口です。農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号15番の案件、午前中現地調査の結果を報告します。資料は51ページから60ページになります。54ページを御覧下さい。場所は深田西、新地区、県道多良木相良線と、広域農道、フルーティロードとの交差点から北へ約1キロメートルの所になります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方になります。譲受人は相良村の作業現場と、自宅の中間点で、周囲に人家もなく、作業に迷惑をかける心配がないため、資材置場にするそうです。特に問題がないと思いますので、皆様方の審議方よろしくお願いたします。以上です。

◎10番委員（橋口 丈一君） 10番委員の橋口でございます。農地法第5条の申請により、現地調査をしてまいりました。報告します。譲受人と譲渡人はいずれも町内の方で、親子の関係です。資料のページは60ページ右から70ページの左です。所有地はあさぎり町上西字南清水。地目は、畑で3,005平方メートルのうちの195平方メートルの農振農用地区域内農地です。現地は、清水タバコ共乾の南側の水田の6枚ぐらい上で、桜島集落、西側の畑地帯の一角でございます。土地選定の理由としましては、近くに民家がないことから、周辺に影響がないということで、牛舎を建設する予定だそうです。よろしく御審議のほどお願申し上げます。

◎9番委員（松本 廣幸君） 続きまして、申請番号17番について現地の状況を説明します。資料は、41ページと71ページ、81ページになります。74ページの地図を御覧下さい。左上の国道219号線の吉井地区の井口川手前のショッピングセンターハローを右折し、500メートルほど行った右の奥を右折し、500メートルほど行った右奥の左側になります。宅地に挟まれた畑地でありまして、以前ここ

も5条許可申請が出されていた土地であります。79ページに諸事情が書いてありますけれども、事情によって、譲受人が代わられたということです。以上です。審議方お願いいたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号14番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号14番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号14番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号15番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号15番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号15番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号16番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号17番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

#### 日程第9 議案第3号 農地利用集積計画(第11回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画(第11回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) はい、それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は83ページから御覧下さい。83ページ上段の402番から、94ページ上段の422②番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。94ページ下段423番から、95ページ上段の423②番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。95ページ下段の424番から、103ページ下段の44

0番は、新規の賃貸借権の設定です。104ページ上段の441番から、105ページ上段の443番までは、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。106ページを御覧ください。今回の申請は2件です。64番は、熊本県農業公社が借入れをするものです。65番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。64番の買入れ価格10万円。65番の売渡し価格、1段目は20万5,000円。2段目以降は、15万3,750円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。107ページから111ページにかけては、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第11回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画（第11回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時5分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月12日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 14番 官原 範行

あさぎり町農業委員会 署名委員 15番 西野 雅倫